

国会に対する報告の取扱いについて

平成26年 月 日

特定個人情報保護委員会決定

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第56条の規定に基づき委員会が行う国会に対する報告及びその概要の公表は、毎会計年度を区切りとして取りまとめ、行うものとする。ただし、平成25年度については、この限りでない。

参照条文

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

（国会に対する報告）

第五十六条 委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して国会に対し所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない。